

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	41 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	24 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	48 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	30 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から 61 年 3 月まで

私は、結婚した昭和 63 年 6 月に妻と一緒に市役所で入籍手続きを行い、併せて国民年金の加入手続きを行った。その際に窓口の職員から 20 歳からの 5 年分の保険料が未納になっているため納付するように告げられた。私は、20 歳の時点ではまだ大学生であり、学生は保険料の納付義務は無いと思っていたので驚いた。

5 年分の国民年金保険料の額は約 50 万円にも及んだが、結婚したのだから、納付すべきものはすべて納付しようと思決意し、加入手続きの数日後、蓄えの中から一括して同市役所で納付した。私は、窓口職員から、さかのぼって納付できる保険料は 2 年間分のみという説明は全く受けておらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 6 月の結婚を契機に国民年金に加入するとともに、保険料の納付義務を果たすことを決意して、20 歳以降の未納分として 58 年 5 月から 63 年 3 月までの保険料を一括して納付したと主張しているところ、その加入動機は明確である上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された強制加入被保険者であって 20 歳直後から保険料の納付を始めた者の納付日から、申立人は同年 6 月に加入手続きを行ったものと考えられる。

また、申立人は市役所の窓口で過年度保険料を納付したと主張しているところ、申立人が申立期間当時居住していた市では、窓口で過年度保険料の納付書を常備の上、被保険者の求めに応じて即時に当該納付書を発行していたことが確認できるとともに、社会保険事務所（当時）の職員が市役所に出張

し過年度保険料を徴収していた可能性が認められることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、保険料の納付意欲が高かったものと認められる上、申立人は、結婚した当時、未納であった保険料をさかのぼって納付したとしており、申立人が保険料を納付したとする保険料額は実際に納付した場合の金額とおおむね一致していることから、その記憶は具体的かつ鮮明であるとともに、国民年金保険料が時効後に収納されていた実例が散見されることを考え合わせると、申立人は昭和 63 年 7 月に 58 年 5 月から 63 年 3 月までの保険料をさかのぼって納付したものと考えるのが相当である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付する際に同行したとするその妻は、申立内容に相違は無い旨証言しているとともに、申立人の母親も、「当時、申立人は家業を手伝っており、申立人から 20 歳までさかのぼって高額国民年金保険料をまとめて納付したと聞いた。」旨証言している。

その上、申立人が納付したとする申立期間の国民年金保険料は、納付したと考えられる昭和 63 年 7 月の時点では既に時効のため納付し得ないことから還付の対象となるが、これが還付された事実は認められず、当該時点から既に 20 年以上が経過しており、保険料相当額が長期間国庫歳入金として取り扱われていたものと考えられることなどを踏まえると、申立人の国民年金に対する受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3453 (事案 99 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月

私は、昭和 52 年 12 月末で会社を辞めたことに伴い、時期の記憶は無いが、早めに市役所出張所に出向いて国民年金の加入手続を行ったと思う。その後、申立期間を含む 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料について納付書が届いたものの、納付の機会が無かったところ、同年 8 月にこの 3 か月分の保険料を督促する旨の通知があったので、農協の支店で納付した。その際、過去に重複納付した国民年金保険料が還付されていたことが分かり、これを原資として未納となっていた 3 か月分の保険料を納付したところ、具体的な金額までは憶^{おぼ}えていないが、納付した後には還付金がいくらも残らなかったことをはっきり記憶している。

私は、農協に納付に行った際の状況は今でも記憶しており、自分で納付したのは間違いないので、当初の申立てを行ったが、昭和 53 年 2 月分と 3 月分の 2 か月分の保険料しか納付済みと認められなかった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てに対して、申立期間については、社会保険事務所（当時）において、平成 9 年 2 月 7 日に記録追加処理が行われたことにより、初めて国民年金被保険者期間になったものであることから、それまでは未加入期間であり、申立人が納付書により国民年金保険料を納付していたとは考え難いとして、既に当委員会の決定に基づき、20 年 4 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は、当初の申立内容と同様に、今回の申立てにおいても、昭和 53 年 8 月に申立期間を含む同年 1 月から同年 3 月までの国民年

金保険料を農協の支店で納付した際には、それ以前の期間の保険料の重複納付により還付された保険料を原資としたが、納付した後には還付金はいくらも残らなかったと主張しているところ、今回、申立人が昭和 51 年度の国民年金保険料を前納した後に厚生年金保険適用事業所に就職したことにより、前納した 51 年 9 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料 9,670 円が 52 年 6 月以降に還付されている記録が確認できるとともに、これを原資にして申立期間を含む 53 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月分の保険料 6,600 円を納付すると、残額は 3,070 円となり、申立内容と矛盾しないことが判明した。

また、今回の再申立てにおいて、申立人は、昭和 52 年 12 月に厚生年金保険適用事業所を辞めた後、時期は思い出せないものの、早めに市の出張所で国民年金の加入手続を行ったとする当時の具体的な記憶が明らかになったと主張しているところ、申立期間当時、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする市の出張所は実在し、国民年金の加入手続が可能であったことが確認できるとともに、申立人が所持している昭和 53 年度の現年度保険料の納付書の発行日から、申立人は、会社を退職した後比較的早い時期に国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、申立人の主張には特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失したのは昭和 53 年 1 月 1 日であることが確認できることから、当時夜間部の大学生であった申立人は、この時点で、国民年金の強制被保険者として資格取得日が 53 年 1 月 1 日とされるべきところ、特殊台帳において、当初は 53 年 1 月に任意加入者とされていたが、その後訂正が行われたことがうかがえるなど、当時における行政側の記録管理に不備があった可能性が高い。

加えて、申立期間は 1 回、かつ 1 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除いて国民年金保険料の未納は無いとともに、長期間に渡って前納していることから保険料の納付意欲は極めて高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月から同年10月まで

私の国民年金の加入手続は、時期は分からないが、私の父親が行ってくれた。加入当初、納付書が送られてきたので、私の父親が、その納付書で申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は分からないが、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、送られてきた納付書で、申立期間の保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年6月に払い出されており、申立期間にかかる納付書が同年同月に発行されていることが、オンライン記録により確認できる上、その時点では、申立期間は過年度納付により保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、その大半の期間の保険料を前納していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の母親は、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付した旨証言している上、申立期間直後の平成2年11月から3年3月までの保険料は、実際に過年度納付されており、保険料の納付意識が高かったと認められる申立人の父親が、9か月と短期間である申立期間の保険料を納付したと考へても特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 63 年 8 月まで

私は、昭和 57 年に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、加入手続後しばらくは国民年金保険料を納付していたが、60 年ごろから免除申請の手続を行った。その際に、役所の職員から免除のままだと将来受給される年金額が少なくなるので就職したら全額納付するように言われたので、63 年 9 月に再就職後、社会保険事務所（当時）で昭和 60 年度分の保険料の追納手続を行った。その後、平成 2 年 8 月に結婚することが決まったので、残りの免除申請期間の保険料をすべて納付しようと思い、結婚する少し前に社会保険事務所で残りの期間の追納手続を行い、同年 8 月に保険料をまとめて納付したにもかかわらず、申立期間が免除期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 9 月に就職後、申請免除とされていた昭和 60 年度分の国民年金保険料の追納手続を行い、その後、結婚前に残りの期間の追納手続を行ったと主張しているところ、申立人は、追納手続を行った際の状況について具体的かつ鮮明に記憶している上、申立人のオンライン記録では、申立期間直前の 60 年 7 月から 61 年 3 月までの保険料が追納されていることが確認できることから、申立内容は信憑性^{びよう}が高いものと認められる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成 2 年 8 月に追納したと主張しているところ、その時点では申立期間の保険料を追納することは可能であった上、申立人が保険料を納付したとする金融機関は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できるとともに、申立人が納付したと

する保険料額は、申立期間について実際に追納した場合の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の妻は、「結婚後すぐに、夫（申立人）から、免除期間の国民年金保険料をすべて納付してきたと聞いた。」旨証言している。

加えて、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立期間直前の申請免除期間の保険料を追納していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年6月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から48年12月まで

私は、私の叔母に国民年金への加入を勧められていたが、長い期間加入しないままであったところ、昭和何年であったかはよく憶えていないが、子どもがまだ小さかったころの6月に自宅の玄関で集金人に国民年金の加入手続きを行い、その場で国民年金保険料を納付したことを記憶している。私の国民年金の加入手続き時期は昭和49年1月とされているが、その時期に加入手続きをした憶えはない上、私が加入を勧めた妹の国民年金の加入手続きが47年1月に行われていることから、私がそれ以前に国民年金に加入して保険料を納付していたのは間違いなく、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和46年6月から48年12月までの期間について、申立人は、子どもがまだ小さかったころの6月に近所でその子どもを遊ばせていた際、知人の家で見かけたことのある国民年金の集金人が通りかかったので声をかけ、自宅の玄関で国民年金の加入手続きを行い、しばらくしてから申立人の妹に国民年金への加入を勧めたと主張しているところ、口頭意見陳述において、その妹も自分が国民年金に加入したきっかけは申立人である姉の勧めである旨証言している上、妹は47年1月に国民年金に加入していることが確認できることから、46年12月前の時期に申立人に別の国民年金手帳が払い出され、保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

また、申立人は集金人に国民年金保険料を納付し領収書のようなものを

受け取ったと主張しているところ、当時、申立人が居住していた市では昭和 46 年 4 月から集金人の領収書方式による保険料の収納が開始されていたことが確認できることから、申立人は同年同月以降に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したものと推認できる上、前述のとおり、申立人は 6 月に加入手続を行い保険料を納付したことを具体的かつ鮮明に記憶していることから、申立人は、申立期間のうち、同年 6 月から 48 年 12 月までの期間について保険料を納付したものと推認できる。

さらに、申立人は昭和 46 年*月に 35 歳になることから、60 歳に到達するまですべて保険料を納付すれば国民年金の受給権を得ることが可能である上、申立人の居住する市では、昭和 46 年度に厚生年金保険被保険者の配偶者に国民年金への加入促進を行っていたこと、及び口頭意見陳述において申立人が昭和 46 年 6 月に国民年金の加入手続を行ったことがうかがわれたことから、申立人は同年同月に国民年金の加入手続を行い保険料を納付したものと考へても特段不合理な点は認められない。

2 一方、昭和 40 年 6 月から 46 年 5 月までの期間について、申立人は集金人に国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の居住する市における保険料の収納は同年 3 月まで印紙検認方式による保険料の収納が行われていたことが確認できるが、申立人は当該方式により保険料を納付した記憶がないことから、申立人は同年同月以前に国民年金の加入手続及び保険料の納付は行わなかったとするのが自然である。

また、申立人は、昭和何年であったかは記憶が明確ではないが 6 月に国民年金の加入手続を行い、同月分の保険料から納付し始めたと主張していることから、申立期間のうち、昭和 40 年 6 月から 46 年 5 月までの保険料については納付しなかったことが考えられる。

さらに、申立人が当該期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、口頭意見陳述においても新たな証言や証拠を得ることもできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 6 月から 48 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年2月までの期間及び49年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から45年2月まで
② 昭和49年3月

私は、結婚前の昭和42年8月ごろに、国民年金に加入した。申立期間①について、44年4月に国民年金をやめた憶えがなく、結婚するまで実家に近い市役所支所で国民年金保険料を納付してきた。申立期間②については、49年3月に任意加入しており、最初の月から未納にすることは考えられない。申立期間が未加入及び未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳においては、申立人は昭和45年3月に強制被保険者の資格を喪失し、49年3月に任意加入手続を行っていることが確認できるのに対して、特殊台帳及びオンライン記録では申立人は44年4月に強制被保険者の資格を喪失し、結婚した45年3月に任意加入被保険者資格を取得したとされており、申立人の国民年金手帳の記載内容と特殊台帳やオンライン記録の内容とでは大きく異なることから、行政の事務手続及び記録管理に不備があったことは明らかである。

また、申立期間①について、申立人には昭和44年4月に被保険者資格を喪失する理由は見当たらない上、申立人は、45年3月に結婚していることから、国民年金手帳の記載が自然であると考えられ、本来強制加入被保険者であったものと認められる。

さらに、申立期間①については、11か月と短期間である上、その直前の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、直後の申立期間①の

保険料が未納とされているのは不自然である。

加えて、申立期間②については1か月と短期間である上、申立人は国民年金手帳の記載どおり、昭和49年3月に任意加入手続を行ったものと考えられ、任意加入手続を行いながら、その月の国民年金保険料を納付していなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3458

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 9 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月から 50 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和 49 年 8 月ごろに私の父親が役場で行った。国民年金保険料については、私が送付されてきた納付書により現金で役場に納付したことを記憶しており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 7 か月と短期間である。

また、申立人は、昭和 49 年 8 月に国民年金の資格取得をした後、同年同月分の保険料を納付していることが確認できることから、加入直後の 1 か月分のみ保険料を納付し、同様に納付意識の高い加入年度である申立期間の保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料額については、当該期間直後の厚生年金保険加入期間に誤って重複納付した昭和 50 年 4 月以降の保険料額より安価であることから、申立人が当該期間の保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 3459

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から54年3月まで

私は、昭和53年10月に私の父親が市役所で私の国民年金の加入手続を行ったことを両親から聞いていた。国民年金保険料については、加入手続の際にその場で父親が何か月分かを納付し、その後は2か月毎に集金人に納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ6か月と短期間である。

また、申立期間直後の昭和54年4月から56年3月までの期間については、申立人の所持する領収書により平成21年に未納から納付済みに記録訂正されていることから、行政の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和56年6月に払い出されていることが確認できることから、その時点で申立期間は時効により納付できない期間であるが、申立人の記録訂正が行われた昭和54年度及び55年度の領収書には、現年度納付を行っていたことが確認できる領収年月日が記入されていることから、当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたものと推認できる。

加えて、申立人は国民年金保険料を前納している期間が確認できる上、申立期間を除き保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和 36 年 4 月ごろ、義父が夫と義妹の分と一緒に市役所で行った。

国民年金保険料は、義父が、義妹が昭和 40 年に結婚するまでは、義妹と私たち夫婦の 3 人分を一緒に納付し、その後は、63 年に義父が他界するまでは、私と夫の二人分を一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月ごろ、申立人の義父が、申立人、申立人の夫及び申立人の義妹の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人、申立人の夫及び申立人の義妹の国民年金手帳記号番号は、3 人連番で払い出されており、その 3 人の被保険者資格取得日からみて、国民年金制度発足前に 3 人の国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、制度発足前に国民年金の加入手続を行っていないながら、当初の申立期間の保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、申立人の義父が、申立人の義妹が昭和 40 年に結婚するまでは、申立人、申立人の夫及び申立人の義妹の 3 人分の国民年金保険料を納付し、その後は、63 年に申立人の義父が他界するまでは、申立人及び申立人の夫の二人分の保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の義妹は、申立期間を含む 36 年 4 月から 40 年に結婚するまでの保険料はすべて納付済みとされている上、申立人及び申立人の夫は、申立期間及び 3 か月間を除き、63 年に申立人の義父が他界するまでの保険料は、すべて納付済みとさ

れていることから、申立人の義父の保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立人の義妹の特殊台帳によると、申立期間である昭和 36 年度及び 37 年度の保険料は、未納から納付済みに訂正されていることが確認できることから、その当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年11月から50年3月まで

時期は不明であるが、私の母親が私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私の母親が、自宅を訪ねてきた集金人に家族の保険料と一緒に私の分も納付していた。私の兄の保険料はすべて納付済みとされているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳は昭和49年9月5日に発行されていること、及び、当時、申立人が居住していた市では集金人制度が実施されていたことが確認できることから、申立期間のうち、同年4月から50年3月までの保険料を集金人に現年度納付することは可能であった。

また、申立人の国民年金の加入手続は、昭和49年9月に行われていることが確認できることから、加入手続のみを行い、納付意識の高い加入年度である同年4月から50年3月までの期間の保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立人の母親が集金人に家族の保険料と一緒に申立人の分も納付していたと主張しているところ、当時、申立人と同居していたとする申立人の両親及び兄は、申立期間の保険料が納付済みとされていることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

加えて、申立人の兄は、「母親が、集金人に家族の保険料と一緒に妹の

分も納付していたと思う。」と証言している。

- 2 一方、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、前記1に述べたとおり、申立人の母親が集金人に納付したと主張しているが、当時、申立人の居住していた市では、集金人が過年度の保険料を収納していなかったことが確認できることから、申立期間のうち過年度納付となる昭和47年11月から49年3月までの期間については、保険料を納付できない期間である。

また、申立人は保険料の納付に直接関与していない上、申立人の保険料を納付したとする母親も既に他界しているため、当時の納付状況は不明である。

さらに、申立人が、申立期間のうち、昭和47年11月から49年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から50年3月まで

私と妻は、子供が生まれたことを契機に、将来のことを考え、昭和46年11月ごろに、市役所の市民センターで、国民年金の加入手続を行ったと思う。国民年金保険料は、加入当初の納付方法は分からないが、途中から、私名義の口座で、夫婦二人分を口座振替により納付していた。私と妻は、ずっと夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和46年11月から47年3月までについて、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人が保険料を一緒に納付したとするその妻は、同期間の保険料が納付済みとされている。

また、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で払い出されており、その前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人及びその妻は、昭和46年11月から47年3月ごろに一緒に加入手続を行ったものと推認できることから、夫婦一緒に加入手続を行っておきながら、申立人の妻の保険料のみを納付したと考えるのは不自然である。

2 一方、申立期間のうち、昭和47年4月から50年3月までについて、申立人は、国民年金保険料は、申立人名義の口座で、夫婦二人分を口座振替により納付していたと主張しているが、申立期間当時申立人及びその妻が居住していた市では、口座振替による保険料の収納を実施していなかった

ことが確認できる上、申立人が保険料を一緒に納付したとするその妻は、当該期間の保険料が未納とされている。

また、申立人が申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 11 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月

私は、平成9年12月に系列会社に異動となったが、10年春ごろに夫婦二人分の9年11月分の国民年金保険料の納付書が届き、厚生年金保険が継続されていないことが分かった。国民年金保険料については、納付書が届いてすぐに妻が私の銀行口座からお金を引き出し、金融機関で納付したにもかかわらず、申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したと主張しているところ、オンライン記録では、申立期間後の国民年金加入期間について、夫婦同一日に保険料を納付していることが確認できる上、その妻の申立期間の保険料は納付済みとされていることから、申立期間についても申立人の妻が保険料を納付していたものとするのが合理的である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成9年12月に系列会社に異動後しばらくして、自宅に届いた納付書により、申立人の妻が金融機関で納付したと主張しているところ、申立人の妻が保険料を納付したとする金融機関は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できるとともに、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の妻は、「当時、夫婦二人分の納付書が届いたので、平成10年の春ごろに金融機関で夫(申立人)の銀行口座からお金を引き出し、二人分の保険料を一緒に納付した。」旨明証言している上、申立期間は1回、かつ1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 39 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 52 年 9 月まで

私は、亡くなった母親から、国民年金制度発足時に、国民年金の加入手続を行ったと聞いていた。

加入手続後の国民年金保険料については、同居していた母親と一緒に納付しており、昭和 39 年 5 月に結婚してからは、夫が納付していたにもかかわらず、申立期間が未納、申請免除及び未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 39 年 4 月までの期間について、申立人は、国民年金制度発足時に申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金の保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の最初の国民年金手帳記号番号は昭和 36 年 3 月に申立人の母親と連番で払い出されていることが確認でき、当該期間の保険料を納付することは可能であった上、加入手続を行ったにもかかわらず、保険料を全く納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、結婚するまでの期間の国民年金保険料について、申立人の母親と一緒に納付していたと主張しているところ、その母親の当該期間の保険料は納付済みとされている。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付記録について、当初、昭和 37 年 10 月から 38 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 39 年 3 月までの期間が申請免除期間とされていたが、平成 21 年 10 月に昭和 37 年 10 月から 38 年 9 月までの期間が申請免除期間に記録訂正されている上、申立人の被保

険者名簿では、昭和 37 年度及び 38 年度にそれぞれ 6 か月の納付月数の記録が確認できることから、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 39 年 5 月から 52 年 9 月までの期間について、申立人は、申立人の夫が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫は既に他界していることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、結婚後に申立人の母親から国民年金手帳を受取った記憶はなく、住所変更手続及び種別変更手続を行った記憶もないと述べていることから、申立人の夫が最初の国民年金手帳記号番号に基づき当該期間の国民年金保険料を納付していたことは考え難い上、申立人の別の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 9 月に払い出されていることが確認でき、申立人は同年 10 月に国民年金に任意加入していることから、当該申立期間は国民年金の未納期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 39 年 4 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から同年9月まで

私たち夫婦は、それぞれ会社を退職したことをきっかけに国民年金に加入した。申立期間当時、経営していた飲食店の近くの金融機関へ行き、夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により納付していた。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立人が所持する国民年金手帳から、複数回に渡る住所変更手続を適切に行っていることが確認できるなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間直後の国民年金保険料の免除申請を行っているものの、それ以前は、国民年金に加入してから15年以上に渡り、保険料をすべて納付していることを踏まえると、納付意識の高かった申立人がわずか3か月の保険料のみを納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3466

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から同年9月まで

私たち夫婦は、それぞれ会社を退職したことをきっかけに国民年金に加入した。申立期間当時、経営していた飲食店の近くの金融機関へ行き、夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により納付していた。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が所持する国民年金手帳から、複数回に渡る住所変更手続を適切に行っていることが確認できるなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間直後の国民年金保険料の免除申請を行っているものの、それ以前は、国民年金に加入後、保険料をすべて納付していることを踏まえると、納付意識の高かった申立人がわずか3か月の保険料のみを納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3467

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から同年12月までの期間及び52年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から同年12月まで
② 昭和52年2月から同年3月まで

私は、昭和38年12月ごろ、私の親や隣人から国民年金への加入を勧められたので、その隣人のところに来ていた集金人に自宅に寄ってもらい国民年金の加入手続を行った。申立期間①当時の国民年金保険料は、3か月か4か月に一度自宅に来た集金人に納付していた。申立期間②の保険料は銀行か郵便局で納付しており、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年12月に国民年金に任意加入後、申立期間①及び②を除き20年以上に渡る国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立期間①及び②は、それぞれ9か月及び2か月と短期間であり、いずれも、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、当時、申立人の夫の仕事などに変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3468

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 51 年ごろ、国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間当時は、町役場で納付書により保険料を納付していた。

私は、申立期間当時、国民年金の資格喪失手続を行っていないにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金の資格喪失手続を行った記憶はないと主張しているところ、申立人の夫の仕事柄、申立期間の国民年金保険料を納付するだけの資力を有していたことが推認されることから、申立期間に任意加入の資格を喪失させる理由がうかがえない上、申立人が所持する年金手帳では、申立期間は任意加入中の期間とされていることから、申立期間については、資格喪失手続が行われていなかった可能性がある。

また、申立人の特殊台帳では、申立人は、昭和 55 年 4 月に国民年金の被保険者資格を喪失したとされており、昭和 55 年度は、未加入期間とされているにもかかわらず、同年度の保険料にかかる納付書が発行されていた形跡があることから、その当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金に加入後 60 歳に到達するまでの期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、D社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に、同社C支社における資格取得日に係る記録を52年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を48年12月は16万円、52年2月及び同年3月は32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年12月31日から49年1月1日まで
② 昭和52年2月21日から同年4月1日まで

私は、昭和47年4月にA社に入社すると同時に、同社B支社に配属され、52年2月21日に同社C支社に異動になるまでずっと同社B支社で勤務していた。申立期間①は同社B支社で勤務していた期間であり、申立期間②は同社C支社で勤務していた期間であるので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、D社保管の発令データ、申立人保管の辞令及び給与明細書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（申立期間①は社会保険の適用上は昭和49年1月1日に同社本社から同社B支社に異動、申立期間②は52年2月21日に同社B支社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和48年11月及び同社C支社における52年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、48年12月は16万円、52年2月及び同年3月は32万円

とすることが必要である。

一方、A社C支社は申立期間②において適用事業所となっていないが、当該事業所は法人の事業所であるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社他支社から同社C支社へ昭和52年2月21日付けで5名、同年2月22日付けで2名が異動していることが確認できることから、同社C支社は当該期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、申立期間①については、事業主からの回答が得られないが、事業主が資格喪失日を昭和49年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを48年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、事業主は、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和54年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月21日から同年3月21日まで
厚生年金保険の記録によるとA社に勤務していた期間のうち、昭和54年2月21日から同年3月21日までの被保険者期間が欠落している。
厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる書類は無いが、控除されていたと思うので、当該期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の在籍証明書、健康保険組合資格取得証明書、A社企業年金基金加入証明及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和54年2月21日にA社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和54年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録における資格取得日がA社企業年金基金の記録における資格取得日（平成4年5月27日付けで昭和54年2月21日に訂正）と同日となっており、A社企業年金基金及び社会保険

事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 54 年 3 月 21 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 54 年 2 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和26年6月1日から27年3月17日までの期間について、A社（現在は、B社）の事業主は、申立人が26年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、27年3月17日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、当該期間における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、昭和26年6月は4,500円、同年7月から27年2月までは6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年4月ごろから28年7月ごろまで
私は、昭和26年3月に中学校を卒業後間もなく、C市にあった薬問屋のA社に入社し、2年半程働いたが、勤務していた期間の記録が欠落している。自転車で、注文のあった薬局に薬を配達して回る仕事だった。私の年金記録については、これまでも無いといわれていた記録が次々と見付かっているので、よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和26年6月1日から27年3月17日までの期間について、申立人の担当業務の内容に対する説明及び同僚等についての詳細な記憶から、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

また、調査の過程で、厚生年金保険被保険者台帳及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で同生年月日の者の昭和26年6月1日から27年3月17日までの期間について、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認された。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者名簿の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、A社の事業主は、申立人が昭和26年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、27年3月17日

に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、昭和 26 年 6 月は 4,500 円、同年 7 月から 27 年 2 月までは 6,000 円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間のうち、昭和 26 年 4 月から同年 6 月 1 日までの期間及び 27 年 3 月 17 日から 28 年 7 月までの期間について、申立人が「中学校卒業直後に同期入社し同じ配達業務に従事した。」とする同僚の A 社における資格取得日は、申立人と同日であることが確認できる。

また、申立人が「自身が退職したときにはまだ勤務していた。」とする同僚のうちの 1 名の資格喪失日は、昭和 27 年 7 月 9 日であることが確認できる。

さらに、当時の同僚に照会をしたものの、申立人が当該期間に勤務していたとする供述を得ることができない。

加えて、申立人及び事業主は、厚生年金保険料の控除について資料を保管しておらず、このほかに申立人の勤務実態及び保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 26 年 4 月から同年 6 月 1 日までの期間及び 27 年 3 月 17 日から 28 年 7 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和41年2月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月24日から同年3月10日まで

私は昭和35年4月1日にA社に入社し、62年4月1日まで継続して勤務した。ところが同社本部から同社B事業所に転勤した際の、41年2月24日から同年3月10日までの年金記録が1か月欠落している。厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者資格記録及びA社の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和41年2月24日にA社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和41年3月のA社B事業所における社会保険事務所(当時)の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおり被保険者資格取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 21 日から 45 年 1 月 20 日まで

私は、昭和 38 年に A 社に入社し、経理や社会保険事務を担当していたが、育児の為に 41 年 3 月に退職した。その際には自分で脱退手当金の請求手続を行った。その後、42 年 3 月に同社に再就職し管理課に勤務していたが、45 年 1 月に退職した。その時は、以前に脱退手当金をもらっていたので、今回は請求できないものと思っていたので、手続はしていないにもかかわらず、脱退手当金が支給されていたこととなっているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 年 5 か月後の昭和 46 年 6 月 14 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は昭和 45 年 9 月に国民年金に任意加入し（46 年 2 月に強制加入に変更）、同年 10 月以降の国民年金保険料も現年度で納付していること、及びその後の国民年金保険料の納付状況から、年金に対する意識の高さがうかがえることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとも考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 41 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、43 年 5 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 1 日から 43 年 5 月 1 日まで
厚生年金保険加入期間について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 41 年 2 月 1 日から 43 年 5 月 1 日までの期間が欠落している。私は、当時、同社B支店に支店長として継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事カード、申立人が保持していた辞令及び同僚の証言から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたこと（昭和 41 年 2 月 1 日に同社本社から同社B支店に異動、43 年 5 月 1 日に同社同支店から同社本社に異動）が認められる。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から昭和 41 年 2 月 1 日から 43 年 5 月 1 日までの期間において申立人と同姓同名で生年月日が一致する基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、事業主は、申立人が昭和 41 年 2 月 1 日にA社B支店において厚生年金保険被保険者資格を取得し、43 年 5 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の未統合の厚生年金保険被保険者記録から 6 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 19 万円に訂正することが必要とである。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月から 18 年 8 月まで
社会保険庁（当時）から送付されたねんきん定期便の記録では、平成 17 年 9 月から 18 年 8 月までの標準報酬月額が 18 万円と記載されている。

しかし、申立期間の給料からの厚生年金保険料控除は、標準報酬月額 19 万円の厚生年金保険料が徴収されている。申立期間の標準報酬月額を 19 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間の給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（19 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により 18 万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めており、また、A社の保管する申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書においても、報酬月額が 18 万円となっていることから、事業主が 18 万円を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和30年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月1日から同年8月1日まで

私は、昭和22年9月1日にA社に入社し、27年1月1日付けでC社に出向した。その後合併により、30年7月1日付けでA社本社に復帰したが、ねんきん特別便では同年8月1日までの記録が抜けているので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及びB社が保管するA社の辞令原簿から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和30年7月1日にC社からA社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和30年8月の被保険者記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和50年7月10日に訂正し、標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月10日から同年7月10日まで

私は、昭和45年4月1日にA社に入社し、平成17年6月20日に退社するまで同社に継続して勤務していた。私の記憶では昭和50年6月21日に同社C工場から同社本社へ転勤となったが、同年6月10日から同年7月10日まで厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落している。

保管していた満三十年勤続表彰状の写しを添付するので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、B社から提出された人事台帳及び申立人から提出された平成12年7月1日付け満三十年勤続表彰状から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（同社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、同社C工場から同社本社への異動日については、i) B社から提出された人事台帳及びA社人事ニュースにおいて、申立人の異動日が昭和50年7月10日と記録されていること、ii) A健康保険組合から提出された被保険者名簿において、A社C工場の資格喪失日が同年7月10日と記録されており、本社の資格取得日が同年6月10日と記入したものを同年7月10日に訂正していることから、同年7月10日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 50 年 5 月の A 社 C 工場における被保険者記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、当該義務の履行については明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年9月1日から4年3月1日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、4年3月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額は、3年9月は50万円、3年10月から4年2月までは47万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成4年3月1日から同年4月13日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年9月1日から4年3月1日まで
② 平成4年3月1日から同年4月13日まで

オンライン記録によると、申立期間①の記録が無いが、この期間も継続してA社グループに勤務していた。また、申立期間②の標準報酬月額が36万円になっているが、当時、給与はもっともらっており、給与額に相当する保険料を控除されていたはずである。

申立期間の一部に係る給与明細書を提出するので、調査の上、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認め、申立期間②を正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年1月16日の後の同年3月3日付けで、申立人の同社における資格喪失日が同年1月1日と記録された後、

同年4月1日に3年10月の標準報酬月額の時決定が取り消された上、資格喪失日が同年9月1日と訂正されていることが確認できる。

また、申立人を除く2名についても、申立人と同様な資格喪失処理及び時決定が取り消されていることが確認できる。

さらに、雇用保険の記録、申立人から提出された給与明細書及びA社グループの人事部長の供述から、申立人が申立期間①において同社に継続して勤務していたことが認められる。

加えて、申立人及び同僚は、「当時、A社は社会保険料を滞納していた。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、上記の2度にわたる処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人のA社における離職日と認められる日の翌日の4年3月1日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、上記の処理前のオンライン記録から、平成3年9月は50万円、3年10月から4年2月までは47万円とすることが妥当である。

申立期間②について、雇用保険の記録から、申立人が当該期間にB社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された平成4年1月分の給与明細書により、47万円の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることが確認できるところ、A社グループの人事部長は「申立人は、会社の都合上、A社からB社へ異動したが、勤務場所や仕事内容は変わらなかった。」と述べている。

さらに、申立人は、「平成4年2月分及び同年3月分の給与は、給与明細書が無く現金支給であった。手取金額だけが書かれた紙が入っていたが、同年1月以前と同じ金額であった。」と供述しているところ、上述の人事部長は、「私は、現金支給であった時に金種をそろえる作業を手伝った。社会保険料が通常どおり控除されていた前月の従業員の手取金額をそのまま支給していた。前月どおりの厚生年金保険料を控除していたということだと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、その主張する標準報酬月額(47万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る申立期間②の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事業は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、

事業主が申立でどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月31日から同年4月1日まで
社会保険庁(当時)から送られてきた厚生年金保険の記録を見て、資格喪失日が定年退職日である昭和48年3月31日であることを知った。A社を訪問し、同年3月31日まで在職していたことは確認できており、申立期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の発行した在籍証明書及び退職者履歴票により、申立人が申立期間を含む昭和14年3月15日から48年3月31日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社人事課に当時の定年退職日について照会したところ、「当社の定年退職日は当時、満55歳の事業年度末であり、厚生年金保険被保険者資格喪失日は翌日の4月1日としていた。申立人が定年となった年についても同様であった。」と述べていることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を同社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和48年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、13万4,000円とすること

が妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 48 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年6月30日から36年1月30日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年1月30日に訂正し、当該期間における標準報酬月額については、34年6月から35年4月までは1万8,000円、35年5月から同年12月までは3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年6月30日から36年1月30日まで
② 昭和36年1月30日から38年5月1日まで

A社に昭和32年8月から38年4月まで勤務したが、申立期間が厚生年金保険被保険者となっていない。保険料控除の事実が確認できる在職中の給与明細書等は持っていないが、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立人の記憶から、申立人は、申立期間①及び②においてA社に継続して勤務していたものと認められる。

また、複数の同僚は、申立期間①及び②の期間中、申立人の仕事内容及び勤務形態に変更は無かったと証言している。

申立期間①について、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和36年1月当時、同社に勤務していた社員は10名ぐらいだったと供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、事業主を含む9名が同年1月に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることから、同社では、同年1月までは従業員はすべて被保険者としていたことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち昭和 34 年 6 月 30 日から 36 年 1 月 30 日までの期間において、A 社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 34 年 5 月の A 社における社会保険事務所（当時）の記録及び同僚である弟の同社における申立期間に係る社会保険事務所の記録から、34 年 6 月から 35 年 4 月までは 1 万 8,000 円、35 年 5 月から同年 12 月までは 3 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は昭和 49 年 10 月に解散しており、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから確認することができないが、申立期間①に行われるべき事業主による 2 度の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主は、34 年 6 月 30 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月から 35 年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、A 社は、昭和 36 年 1 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主を含む 9 名が同年 1 月に資格を喪失していることが確認でき、当該期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、昭和 38 年 4 月まで同社に勤務し、同年 5 月から申立人と一緒に B 事業所に勤務したと証言している複数の同僚に照会したものの、当該期間における保険料の控除に係る供述を得ることができなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

A社（現在は、C社）B支店の事業主は、申立人が昭和35年4月22日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、36年9月1日に同資格を喪失した旨の届出を、社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和35年4月から同年7月までは9,000円、同年8月から36年8月までは1万2,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和35年4月21日から同年4月22日までについて、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を35年4月21日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月21日から36年9月1日まで

私は、昭和33年3月17日から46年12月30日まで、A社に継続して勤務してきたが、オンライン記録では、35年4月21日から36年9月1日までの厚生年金保険被保険者記録が無い。C社が発行した、33年3月17日から46年12月30日まで継続して勤務していた証明書を添付するので、申立期間を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日が相違している者が昭和35年4月22日に資格を取得し、36年9月1日に資格を喪失していることが確認できる。

また、C社発行の勤務証明書から申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる上、同社の人事担当者から、申立人はA社B支店で勤務していた従業員であり、同社の従業員の中に申立人と同姓同名の人はいなかったとの供述を得ていることから上記の記録は申立人の記録であると認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人が昭和 35 年 4 月 22 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、36 年 9 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、昭和 35 年 4 月から同年 7 月までは 9,000 円、同年 8 月から 36 年 8 月までは 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和 35 年 4 月 21 日から同年 4 月 22 日までについて、上記の勤務証明書、雇用保険の記録及び C 社の人事担当者の供述により、申立人が A 社に当該期間も継続して勤務していたことが認められることから、申立人の A 社 D 工場から同社 B 支店の異動に伴う厚生年金保険の資格取得日は同年 4 月 21 日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和40年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月1日から同年4月1日まで

昭和26年にA社に入社し、40年3月1日付けで同社C支店から同社B支店に異動を命じられたが、同社B支店の資格取得日が同年4月1日となっており、1か月の空白が生じてしまった。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の社員名簿に記録された経歴及び申立人に係る雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和40年3月1日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における昭和40年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が申立人の資格取得日を昭和40年3月1日として届け出るべきところ同年4月1日として届け出たと考えられると回答していることから事業主が申立人の資格取得日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成17年7月15日の標準賞与額に係る記録を75万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月15日

私は、A社に勤務しているが、平成17年7月の賞与について、厚生年金保険料は賞与から控除されているのに、年金記録が無いので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社において保管されている平成17年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前記の賃金台帳の賞与額から75万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成17年7月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成17年7月15日の標準賞与額に係る記録を40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月15日

私は、A社に勤務しているが、平成17年7月の賞与について、厚生年金保険料は賞与から控除されているのに、年金記録が無いので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社において保管されている平成17年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前記の賃金台帳の賞与額から40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成17年7月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成17年7月15日の標準賞与額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月15日

私は、A社に勤務しているが、平成17年7月の賞与について、厚生年金保険料は賞与から控除されているのに、年金記録が無いので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社において保管されている平成17年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前記の賃金台帳の賞与額から28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成17年7月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成17年7月15日の標準賞与額に係る記録を27万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月15日

私は、A社に勤務しているが、平成17年7月の賞与について、厚生年金保険料は賞与から控除されているのに、年金記録が無いので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社において保管されている平成17年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前記の賃金台帳の賞与額から27万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成17年7月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和22年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月31日から同年11月1日まで
A社に入社以来、転勤はあったが、途中で他社に勤務したことは無く、申立期間においても同社に継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員名簿及び厚生年金保険被保険者証から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和22年11月1日に同社本社から同社C支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社本社における昭和22年9月の記録から600円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主が申立人の資格喪失日を昭和22年10月31日として届け出たと考えられると回答している上、事業主が申立人の資格喪失日を同年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月

の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が昭和46年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、47年5月23日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月1日から47年5月23日まで

私は、昭和46年9月20日から47年5月23日まで、B炭鉱に勤務した。しかし、社会保険庁（当時）の記録では、会社の名前がC社D鉱業所からA社に変わった46年10月1日から47年5月23日までの期間の記録が無い。確かに、勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名で、生年月日が同じ者が昭和46年10月1日に資格を取得し、47年5月23日に資格を喪失していることが確認できる。

また、A社で勤務していた同僚は、「申立人は申立期間にA社に勤務していた。同社の従業員で申立人と同姓同名の人はいなかった。」と供述をしていることから上記の記録は申立人の記録であると認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人が昭和46年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、47年5月23日に同資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者原票の記録から、8万円とすることが妥当である。

神奈川県厚生年金 事案 2460

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成4年2月から同年7月までは26万円、同年8月から5年9月までは36万円、同年10月から同年12月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から6年1月31日まで
厚生年金保険の記録では、A社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が8万円となっているが、申立期間の給与は月額約30万円前後だったと記憶しているので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年2月から同年7月までは26万円、同年8月から5年9月までは36万円、同年10月から同年12月までは32万円と記録されていた。

しかし、A社が適用事業所に該当しなくなった日である平成6年3月1日の後の同年3月4日に、申立人を含む73人の標準報酬月額が遡及して引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、4年2月から5年12月までの期間、8万円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所（当時）においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た、平成4年2月から同年7月までは26万円、同年8月から5年9月までは36万円、同年10月から同年12月までは32万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和39年6月13日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、43年4月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年6月から同年9月までは2万2,000円、同年10月から40年9月までは3万円、同年10月から41年7月までは2万6,000円、同年8月から43年3月までは3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月ごろから43年4月1日まで

私は、昭和39年6月ごろに叔父や従兄弟の勤めていたA事業所に入社し、43年4月にB事業所に合併されるまで引き続き勤務していたが、同事業所からの記録はあるのに、A事業所に勤めていた期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名で、かつ、生年月日が同一の者が昭和39年6月13日に被保険者資格を取得し、43年4月1日に同資格を喪失していることが確認できる。

しかし、この被保険者原票の厚生年金保険被保険者記号番号は、当初記載されていた記号番号が横線で消され、下2桁が相違している記号番号に訂正されており、この訂正された記号番号は、別人のものであったため、未統合の記録となっている。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において、申立人以外に、申立人と同姓同名の者はいない。

これらを総合的に判断すると、前記の被保険者記録は申立人のものと認められ、申立人が昭和 39 年 6 月 13 日に被保険者資格を取得した旨の届出及び 43 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者原票の記録から、昭和 39 年 6 月から同年 9 月までは 2 万 2,000 円、同年 10 月から 40 年 9 月までは 3 万円、同年 10 月から 41 年 7 月までは 2 万 6,000 円、同年 8 月から 43 年 3 月までは 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

神奈川厚生年金 事案 2462

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和37年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月29日から同年10月1日まで

昭和37年10月1日付けでA社本社から同社B支社へ転勤になったが、被保険者記録では同社本社の資格喪失日が同年9月29日となっているため申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

従業員台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和37年10月1日に同社本社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社本社に係る昭和37年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成7年7月から8年9月までは32万円、同年10月から9年7月までは30万円、同年8月から同年12月までは34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から10年1月31日まで
社会保険庁(当時)から、申立期間に係る標準報酬月額が訂正されているという通知を受け調べたところ、実際に支給されていた給与より低い金額に訂正されていた。私は、月給50万円の契約で、A社に転職したので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年4月から8年9月までは32万円、8年10月から9年7月までは30万円、9年8月から同年12月までは34万円と記録されていた。

しかし、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成10年1月31日）の後の10年2月4日付けで申立人を含む9名の標準報酬月額に係る記録がさかのぼって訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額に係る記録が平成7年7月1日にさかのぼって9万2,000円に減額訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成7年7月から8年9月までは32万円、同年10月から9年7月までは30万円、同年8

月から同年 12 月までは 34 万円に訂正することが必要であると認められる。

神奈川国民年金 事案 3469

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月及び同年 8 月

私が勤務していた会社が倒産したため、昭和 62 年 7 月ごろ、私の妻が市役所の出張所で国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、金融機関の口座振替を利用して同年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付した。しかし、私は、同年 9 月に再就職し、厚生年金保険に加入したので、1 か月分の保険料は還付された。私は、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、金融機関の口座振替により申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、同金融機関の記録によると、昭和 62 年度中に申立人名義の口座から保険料が引き落とされていなかったことが確認できる。

また、申立人は、現在所持している年金手帳以外に年金手帳を所持したことがないと述べているところ、その手帳には国民年金手帳記号番号が記載されていないなど、申立人が国民年金に加入していた形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 62 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付した後、同年 9 月に厚生年金保険に加入したため、1 か月分の国民年金保険料が還付されたとしているが、オンライン記録上、保険料が還付された形跡は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3470

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から42年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から42年8月まで

私は、昭和40年3月ごろ、市役所から国民年金の加入勧奨の通知があったが、その当時は、病弱で働けず、収入も無いため、市役所の窓口で事情を説明し、保険料を免除してもらった。その後、体調が回復し、生活が安定したので、結婚した同年10月から国民年金保険料を納付するようになった。

私は、昭和40年10月から41年3月までの期間が申請免除とされている上、同年4月から42年8月までの保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、昭和40年10月から国民年金保険料を納付するようになったと主張していたが、その後、免除申請の手続を行った同年3月から保険料を納付していたと主張を変更したものの、免除申請の手続を行った時期に保険料を納付するなど、不自然さがみられることから、申立期間を再び同年10月からに変更しており、保険料の納付状況は曖昧である。

また、申立人は、市役所等の窓口で納付書に現金を添えて申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が申立期間当時居住していた市区では、その当時、印紙検認方式によるほかなく、納付書により保険料を納付することができなかったことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から47年3月まで

私は、実家に住んでいたころ、母親から、私の国民年金保険料を納付しているということを聞いたことがある。

母親は、とても几帳面な性格だったため、母親が自分の保険料だけを納付し、私の保険料を納付しないことなど考えられない。

私は、自宅に集金人が来ていたところを見たことがあるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思うと主張しているところ、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、その母親も既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である上、申立期間当時、申立人の実家と交流のあった申立人の次兄夫婦は、申立人の母親が申立人の保険料を納付していたことを聞いたことがあるとしているものの、加入手続時期や申立期間の保険料納付を裏付けるまでの証言は得ることができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者における国民年金被保険者の資格取得時期から、申立人が昭和47年12月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、その時点において、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間の始期から国民年金の加入手続を行ったと推認される時期までの期間を通じて同一市内に居住していることから、ほかに国民年金の加入手続を行った事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3472

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から57年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から57年9月まで

私が20歳になった昭和45年*月ごろ、私の母親が市役所で国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、母親は、私、兄及び父親の分を含めて家族4人分の国民年金保険料を納付しており、申立期間の保険料を納付していたものと認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年*月ごろ、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人の国民年金の加入手続は59年12月ごろに行われたものと推認できることから、申立内容と合致しない上、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の母親は、国民年金の加入手続を行ったのは1回のみであり、現在所持している国民年金手帳以外に国民年金手帳を所持したことがないと思うと述べているところ、その手帳は、昭和49年11月以降に発行されたオレンジ色の手帳のみであり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住していることを踏まえると、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3473

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から 39 年 3 月までの期間、43 年 9 月から 50 年 3 月までの期間及び 57 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和 55 年 11 月から 56 年 12 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 43 年 9 月から 50 年 3 月まで
③ 昭和 55 年 11 月から 56 年 12 月まで
④ 昭和 57 年 4 月

昭和 37 年 9 月ごろ、私の母親が、私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。45、46 年ごろに母親が体調を崩すまでは母親が、その後は私が、私と母親の二人分の国民年金保険料を一緒に集金人に納付していた。57 年 4 月に会社を退職後、市役所の窓口で保険料を納付したこともある。

申立期間①は、厚生年金保険と重複して国民年金保険料を納付しているので、保険料を還付して欲しい。

申立期間②及び④の国民年金保険料が未納とされていることは納得がない。

また、申立期間③の国民年金保険料が還付されたこととされているが、還付された憶えがないので、保険料を還付して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和 37 年 9 月ごろ、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、50 年 11 月に払い出されており、申立人自身は、国民年金の加入手続きに直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行ったとする申立人の母親は既に他界していることから、申立期間①当時の国民年金の加入状況は

不明である上、申立人は同一市内に継続して居住しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情もみられない。

また、申立人は、昭和 45、46 年ごろに申立人の母親が体調を崩すまではその母親が、その後は申立人が、申立人及び申立人の母親の二人分の国民年金保険料を一緒に集金人に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 50 年 11 月の時点では、申立期間①及び②の過半は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間②及び④の国民年金被保険者資格の取得は、平成 13 年 1 月にさかのぼって行われたことが、オンライン記録により確認できることから、その当時、申立期間②及び④は、未加入期間とされていたことが推認される。

加えて、申立期間①、②及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①、②及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間③については、申立人が厚生年金保険に加入していた期間であり、この期間の国民年金保険料が過誤納として還付手続が行われていたとすることについて、不自然さは認められない。

また、申立人の特殊台帳には、申立期間③の国民年金保険料についての還付の記載があり、この記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対して申立期間③の保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人が申立期間③の国民年金保険料を、還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 51 年 3 月まで

入籍と転入の手続を行った後の昭和 46 年ごろ、国民年金手帳と国民年金保険料の納付書が送られてきたため、私の夫が、市役所又は銀行で私の国民年金保険料を納付していた。申立期間について、夫の保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、入籍及び転入の手続後の昭和 46 年ごろ、申立人の国民年金手帳及び国民年金保険料の納付書が送付されてきたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 51 年 5 月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

また、申立人の夫は、市役所から国民年金手帳を交換する旨の通知を受けたため、その夫が同市役所に行き、その当時申立人が所持していた国民年金手帳を預け、現在申立人が所持している国民年金手帳を引き換えに受け取ったと述べているが、同市役所において、申立人の国民年金手帳記号番号が既に存在していることを認識できたにもかかわらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたとは考えにくい。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述の結果でも、申立期間の保険料を納付したとする心証を得ることができず、ほかに申立期間の保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から51年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から51年8月まで

私は、結婚後、国民年金に任意加入していたところ、夫の海外赴任に伴って出国することになった。昭和48年10月ごろ市役所に出向いて、海外に行くことになったので、今後の保険料の納付ができない旨を相談したところ、職員から「その期間の保険料を前納でき、今払えますよ。」と言われたので、その場で3年間の保険料を納付し、レシートのようなものをもらった。同時に国民年金手帳を預けることになり、代わりに国民年金手帳保管証をもらったので、帰国後に居住した別の市で発行された年金手帳に貼っておいたが、レシートについては、紛失してしまった。

また、自分と同じころに海外赴任した夫に同伴した者がいるが、海外在住時にも国民年金保険料を納付していたと思う。

申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、出国に先立つ昭和48年10月ごろ、当時居住していた市の窓口で、海外に在住することになったので国民年金保険料を納付することができなくなった旨を相談した結果、職員から3年分の保険料を前納できる旨の案内があり、その場で案内にしたがって申立期間の保険料を前納したと主張しているが、同市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する同市発行の国民年金手帳保管証の記載から、申立人が48年10月9日に同市役所に出向いて、海外出国する旨を伝えて国民年金手帳を預けたことはいかなるものも、申立期間当時において、海外在住邦人が国民年金被保険者になることは制度上不可能であったことから、申立内容は不自然である。

また、申立人が出国前に前納したとする市の国民年金被保険者名簿では、申立人は海外移住により昭和 48 年 12 月 10 日に国民年金被保険者資格を喪失していると明記され、申立人が帰国後に居住した別の市で交付を受けた年金手帳及び特殊台帳のいずれにおいても同日に国民年金被保険者資格を喪失したものとされている。これにより、同年 4 月に前納された昭和 48 年度分の保険料のうち資格喪失月以降の 4 か月分が還付されていることも確認でき、申立人は帰国後の昭和 51 年 9 月に別の市で再び任意加入するまで国民年金被保険者資格を有していなかったことは明らかであることから、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと認められる。

さらに、申立人は、申立期間と近接する時期において、申立人の夫の元同僚の妻が、申立人と同様に夫の海外赴任に随行していた期間においても、国民年金保険料を納付していたのではないかとしているところ、その元同僚は、海外赴任に当たっては夫婦ともに海外に住所を移し、その妻についても国民年金に加入していなかったとしている上、オンライン記録においても、申立人の元同僚の妻については、出国前に被保険者資格を喪失し、帰国後に被保険者資格を再取得していることがうかがわれる。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3476

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 6 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月から 48 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続の時期や場所の記憶が全くなく、20 歳になった昭和 36 年*月から結婚した 43 年 6 月までの期間については、母親が国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

また、結婚後においては、私が夫の保険料と一緒に納付書により市役所で納付していたが、最初のころは集金人に納付したかもしれない。

このように長期に渡って国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 36 年*月から申立人が結婚した 43 年 6 月までの期間について、申立人は、その母親が国民年金保険料の納付を行ったはずであると主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続についての記憶が全くないとしている上、その母親はすでに他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が結婚した後の昭和 43 年 7 月から 48 年 3 月までの期間について、申立人は夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、保険料の納付方法等について必ずしも記憶が定かではないことに加えて、申立人の夫はすでに他界しており証言を得ることができないことから、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は、昭和 50 年 12 月に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、その時点では、申立期間の保険料は制度上、時効により納付できなかつたと考えられる上、申立人は、結婚の前後で姓の

変更がなく、申立期間を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3477

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月まで

私と夫は、子供が生まれたことを契機に、将来のことを考え、昭和 46 年 11 月ごろに、国民年金の加入手続を行ったと思う。申立期間の国民年金保険料は、夫名義の口座で、夫婦二人分を口座振替により納付していた。私と夫は、ずっと夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、申立人の夫名義の口座で、夫婦二人分を口座振替により納付していたと主張しているが、申立期間当時申立人及びその夫が居住していた市では、口座振替による保険料の収納を実施していなかったことが確認できる上、申立人が保険料を一緒に納付したとするその夫は、申立期間の保険料が未納とされている。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの期間、57年10月から62年3月までの期間、同年8月から63年3月までの期間及び同年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から40年3月まで
② 昭和57年10月から62年3月まで
③ 昭和62年8月から63年3月まで
④ 昭和63年7月から同年12月まで

昭和36年3月ごろに、私の妻が、町内会の人に勧められて、私及び私の妻の国民年金の加入手続を行った。

昭和36年度の申請免除期間を除き、私の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料をずっと一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、申立期間①から④までの国民年金保険料を夫婦一緒に納付したと主張しているが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間①当時の納付場所についての記憶はあるとしているものの、申立人の妻の申立期間①の保険料は未納とされている上、申立期間②から④までの保険料の納付場所、納付時期及び納付金額等についての記憶が曖昧なことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料をずっと一緒に納付していたとしているところ、申立期間②から④までの申立人の妻の保険料は納付済みとされているが、納付日が確認出来る範囲では、夫婦の保険料が同一日に納付された形跡がなく、申立期間②から④までについて、夫婦

一緒に保険料を納付していたと推認することができない。

さらに、申立期間は合計 100 か月以上の長期間に渡り、申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①から④までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 9 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月から 62 年 6 月まで

私は、昭和 57 年 9 月から 62 年 5 月までの期間について、国民年金の加入手続ができない私的な事情があったため、同年 7 月に、私の母親が市役所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。その際、母親が私の事情を話したところ、同市役所の職員から、「さかのぼっての保険料納付は一般的に認められていないが、今回は特別に認めるので、領収書は大切に保管してください。」と言われ、領収書をもらってきたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、昭和 62 年 7 月に申立人の国民年金の加入手続を行った際、特別に認められて申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、同年同月以降の保険料は、平成元年 9 月に一括して過年度納付しており、特別に認められて保険料をさかのぼって納付した直後に現年度納付することなく、再び過年度納付することは考え難い。

また、申立人は、申立人の母親が、昭和 62 年 7 月に、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年 10 月に払い出されていることから、その時点で、申立期間は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立

人の母親も、申立期間当時の状況について、はっきり憶^{おぼ}えていないと述べるなど、記憶は曖^{あいまい}昧であり、申立人の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から平成4年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月から平成4年9月まで

私は、国民年金の加入手続をいつごろ行ったか分からないが、納付書が自宅に届いたので父親からお金を借りて30万円ぐらいの国民年金保険料を納付した。どこで納付したか記憶にないが、納付書どおりに納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の父親からお金を借りて納付書どおりに納付したと主張しているが、申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付場所等の記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年8月に払い出されていることが確認できる上、申立人は、申立期間直後の4年10月から5年3月までの国民年金保険料を過年度により納付していることから、その時点では申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から38年3月まで

私が20歳になった昭和36年*月ごろ、勤務先の経理担当者が私を含め、従業員の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料についても同担当者が給料から控除して納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年*月ごろに勤務先の経理担当者が一括して従業員の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を給料から控除して納付していたはずだと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は38年10月に同僚と連番で払い出されていることが確認できる上、その同僚の申立期間の国民年金保険料は未納であるとともに、同年4月から保険料の納付が開始されていることから、申立人も同様に加入手続が行なわれた年度である同年同月から保険料を納付し始めたと考えるのが自然である。

また、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする勤務先の経理担当者は、申立期間は未加入であり、申立人と同様に昭和38年4月から保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していないことから、申立期間当時の申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、源泉徴収票等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年9月から15年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年9月から15年10月まで

私は、60歳になる2、3年前に金融機関で実施された年金相談会において、60歳以降も国民年金保険料を納付することができるというところから、その場で手続きを行い、60歳から65歳になるまでの間、毎年1年分の保険料をまとめて金融機関で納付した。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳になる2、3年前に近隣の金融機関で実施された年金相談会に参加した際、60歳以降の国民年金保険料を納付することができるというところから、その場で加入手続きを行い、60歳以降に保険料を納付したと主張しているが、同金融機関で国民年金の加入手続きは行っていなかった上、国民年金の高齢任意加入の手続きを60歳到達前に行うことは不可能である。

また、申立人は、60歳になる2、3年前に国民年金の高齢任意加入の手続きを行ったと主張しているが、オンライン記録では、申立人は平成15年11月に高齢任意加入したとされている上、申立人が所持する年金手帳でも同様の記録が確認できることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、国民年金保険料の収納事務が電算処理により行われていた状況において、複数の年度にまたがって、金融機関や行政機関において事務処理に不手際があったとも考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3483

第1 委員会の結論

申立人の平成12年9月から13年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年9月から13年6月まで

私は、会社を退職後の平成12年9月ごろ、年金の話を聞きに社会保険事務所（当時）に行った時、係の人から国民年金に加入することを勧められ、申立期間の国民年金保険料の金額を教えてもらった。その後、時期はよく憶えていないが、同社会保険事務所におぼに2回目か3回目に行った時、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を一括して納付した。保険料額は15万円ぐらいだったと記憶している。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期はよく憶えてないが、国民年金の加入手続を行った際に、申立期間の保険料を一括して納付したと主張しており、オンライン記録上、平成13年3月に加入手続を行っていることが確認できるが、その時点において、申立期間のうち一部の期間の保険料は翌年度分となり、納付書を発行することが不可能であり、かつ、申立人には、14年6月に納付書が発行されている形跡がみられることから、13年3月の加入手続時点で、申立期間の保険料を一括して納付していたとは考えにくい。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づいて、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていたことから、同期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3484

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 53 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 53 年 8 月まで

私は、昭和 49 年 4 月ごろ、自宅の建て替えを契機に、自宅に遊びに来た義父に勧められ、市役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、3 か月ごとに、銀行の窓口で納付書により、納付した。

申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 4 月ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、加入手続後、国民年金手帳は受領しなかったと述べるなど、申立期間当時の加入状況が不明である上、申立人が所持する年金手帳では、53 年 9 月に国民年金に加入されたこととされており、その年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号のほかに、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は国民年金加入当初に納付したとする国民年金保険料額についての記憶が曖昧であり、その金額も当時の保険料額と相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3485

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から同年9月まで

私は、申立期間当時は、外国籍船に乗船していた。その期間は、当然、船員保険に加入していると思っていたが、当時、外国籍船へ乗船する場合は、船員保険の対象外とされていたことを後で知った。

船員保険に加入していないのであれば、申立期間当時勤務していた会社が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していないか調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を自身では行っておらず、申立期間当時勤務していた会社が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していないか調べてほしいとしているところ、その会社では、申立期間当時、会社が、社員個人に代わり国民年金の加入手続を行い、保険料を納付することはなかったことが確認できる。

また、申立期間当時、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 10 月から 46 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月から 46 年 10 月まで

私は、夫の会社の社宅に住んでいた昭和 39 年 10 月ごろ、集金人に勧誘されて国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、毎月集金人に納付しており、その際に細長い領収書を受け取っていた。43 年 8 月に転居してからも未納期間がないように保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 10 月ごろに国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、毎月集金人に納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間当時の国民年金手帳の記憶が曖昧である上、申立人が加入当初に納付したとする保険料額は、申立期間当初の保険料額と大きく異なっている。

また、申立人は、昭和 43 年 8 月に転居後も未納がないように国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、転居後の保険料の納付方法、納付金額等の記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続後に友人に加入を勧めており、その友人はしばらくして加入手続を行ったと主張しているが、その友人が国民年金の加入手続を行った時期は昭和 47 年 12 月であることが確認でき、申立内容と一致しない。

加えて、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、昭和 46 年 11 月ごろと推認でき、申立人は、同年 11 月に国民年金に任意加入しているこ

とから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月ごろから 32 年 6 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険加入記録を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、同社C支店を経て同社本社で勤務した昭和 31 年 5 月ごろから 32 年 6 月 1 日までの厚生年金保険被保険者期間の記録が無い。当時、社会保険料を控除された記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のA社C支店の社員の配席図や支店長及び複数の同僚の名前を記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、申立人が名前を挙げた同社C支店の支店長及び複数の同僚のうち連絡の取れた同僚2名は、申立人の勤務期間を記憶していない。

また、申立人は、A社C支店に半年くらい勤務した後、同社本社に経理の手伝いとして異動したと述べているが、同社本社の同僚の名前を記憶しておらず、オンライン記録及び同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出した同社本社の元社員のうち連絡の取れた6名は、申立人のことは記憶していないことから、申立人の同社における勤務期間を特定できない。

さらに、A社の複数の元社員は、同社には、3か月から1年くらいの試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入していなかったと述べていることから、同社では、社員が入社してから一定の期間をおいて厚生年金保険に加入させていた可能性がうかがえる。

加えて、オンライン記録により、A社C支店は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上、同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の記録において、申立人がオンライン記録と同日の昭和32年6月1日にA社の厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

そして、A社は、申立期間に係る関連資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は既に破棄しているとしており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認ができない。

このほか、申立人の勤務実態及び保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月から 60 年 2 月まで

厚生年金保険の加入記録によると、A社に勤務していた期間の被保険者記録が無い。10年以上は働いていたが、社長は既に亡くなっており、同僚もどこにいるのか分からない。厚生年金保険に加入していたことは間違いないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員は、「申立人は同社で勤務していた。」と証言していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記元従業員は、「申立期間当時、厚生年金保険料を給与から控除されていたかどうかは記憶していない。」と述べているが、同氏の年金加入状況をオンライン記録により確認したところ、申立期間当時、同氏は国民年金に加入し、保険料を現年度納付していることが確認できる。

さらに、A社の事業主は既に死亡している上、申立人が唯一名前を挙げた同僚に照会したものの、回答を得ることができず、供述を得ることができない。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から 63 年 5 月 1 日まで
社会保険庁(当時)の記録では、A社が経営するB店に勤めていた申立期間の厚生年金保険の記録が無いとされているが、この期間は店長として勤めており、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社の保管する「給与明細一覧表」から、申立人が昭和 60 年 9 月から平成元年 3 月までの期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、前記の「給与明細一覧表」及びA社が市に提出した申立人に係る「給与支払報告書(昭和 62 年分)」から、申立人は当該期間に係る社会保険料を控除されていないことが確認できる。

また、複数の同僚はA社では厚生年金保険への加入は任意であったと証言しており、同社が保管している申立人を含む9名の昭和 60 年 9 月分の「給与明細一覧表」でも、給与から社会保険料を控除されている者4名と控除されていない者5名が存在していることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 60 年 8 月までの期間については、事業主及び同僚に照会を行ったものの、申立人のA社での勤務実態及び保険料控除についての供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月ごろから22年12月ごろまで
申立期間にA社B支店に勤務していたが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業所の所在地、従業員数及び業務内容を記憶していることから、申立人が申立期間にA社に勤務していたものと推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社B支店は適用事業所としての記録が無く、同社本社についても、厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和26年6月19日であり、申立人の申立期間には適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は、A社B支店勤務当時の同僚、上司の氏名を覚えておらず、同僚についても姓のみの記憶であり、同僚を特定できないことから、申立人に係る保険料控除に関する証言を得ることができない。

さらに、商業登記簿謄本では、A社は申立期間後の昭和25年4月4日会社成立となっており、同社の元の事業主は、「A社は、私がC社からトラック1台と従業員1名を連れて設立した会社である。」と供述していることから、申立てに係る事業所はC社であった可能性がうかがえるものの、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録を確認することができず、オンライン記録でも適用事業所として登録されていない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月1日から34年8月1日まで
社会保険事務所(当時)から平成21年8月11日付けで「年金加入記録の調査結果」が届き、A社に勤務していた申立期間について脱退手当金を受給していることとなっているが、脱退手当金を受給した記憶がないので、上記の申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性の24名のうち、脱退手当金を受給している者がオンライン記録によると16人おり、当該支給記録がある者のうち二人は、事業所を介して受給したと述べている上、申立人と同様に通算年金制度創設前に当該事業所を資格喪失した7人は、すべて脱退手当金を支給した記録があることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2469

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月から29年3月1日まで

私は、昭和26年1月の途中から29年2月末まで、B市C区にあったA社に勤務していた。厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間は、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の事業主や所在地などを記憶しており、同社の履歴事項全部証明書の記載内容とも一致することから、申立人が、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が勤務していたとするA社は、オンライン記録及び社会保険事務所（当時）の事業所記号簿において、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、履歴事項全部証明書に記載されている事業主及び同僚は、連絡先が不明であり、申立人の勤務実態及び保険料控除に関する証言を得ることができない。

さらに、申立人は、給与明細書等、厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる資料は無く、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

このほか、保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月から 59 年 2 月まで
② 昭和 60 年 3 月から 61 年 2 月まで

私は、昭和 57 年 10 月から 59 年 2 月までの期間、A 社に勤務していた。社会保険事務所（当時）の回答では、同社は厚生年金保険の適用事業所ではないとのことだが、健康保険の有無などを確認して入社した。

また、昭和 60 年 3 月から 61 年 2 月までの期間に B 社にデザイナーとして勤務していたが、同社に係る被保険者名簿に名前が見当たらないとの回答だった。どちらの会社からも健康保険証をもらっていたと思うので、給与から厚生年金保険の保険料も控除されていたはずだ。当時の状況を証明する書類は残っていないが、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間のうち、昭和 58 年 1 月 24 日から同年 4 月 30 日において A 社に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、同社が適用事業所となったのは、申立期間①の後の平成 3 年 4 月 1 日であることが確認できる。

また、A 社の事業主は、申立期間①当時の資料は既に無いため、申立人の勤務期間及び保険料の控除については不明と回答している。

さらに、当該事業主は、当該期間において、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人がB社の従業員の氏名を記憶していることから、勤務期間は明らかでないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社の元事業主は、「正社員は3か月の試用期間経過後に正式入社となり、雇用保険と厚生年金保険に同時に加入させていたが、嘱託については厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言しているところ、申立人の同社に係る雇用保険の記録は確認できない上、オンライン記録により、申立人が名前を挙げた2名の同僚のうち1名（正社員）は加入記録があるが、もう1名（嘱託）は厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 35 年 8 月まで

私は昭和 33 年に中学校を卒業した後、同年 4 月に A 社へ旋盤工見習として入社した。その後、35 年 8 月ごろまで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な供述から、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間に A 社に勤務していた複数の同僚に照会を行ったところ、3 名から回答があったが、いずれも申立人を記憶していないと回答している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は無く、申立人が同時期に入社したとする同僚及び当時の上司の氏名も無い。

さらに、上記の被保険者名簿によると、昭和 32 年 7 月以降、新規の資格取得者は無く、34 年 7 月 27 日全喪と記載されており、当該被保険者名簿に記載されている被保険者 5 名は同年 7 月 28 日付けで厚生年金保険の資格を喪失していることが確認できる。

加えて、申立人が勤務していたところに代表者であったとされる者について、A 社の商業登記簿謄本には氏名が記載されておらず、連絡を取ることができない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 1 日から 13 年 8 月 18 日まで

私は、平成 7 年 9 月 1 日から 13 年 8 月 18 日まで、A 社及び B 社の両社から給与の支給を受けていたが、厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額は、B 社の給与支給相当額が含まれていない。当時、同社の給与からも保険料控除がされていたと思われるので、申立期間の標準報酬月額について記録訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 市から提供された A 社及び B 社の平成 10 年 1 月から 13 年 8 月までの給与支払報告書（個人別明細書）並びに申立人が提出した金融機関が証明する預金取引履歴明細表から判断すると、申立期間において、申立人は A 社及び B 社の両社から給与が支給されていたことが認められる。

しかしながら、上記 A 社の給与支払報告書には社会保険料等の額が確認できる一方、B 社の給与支払報告書には社会保険料等の額は記載されておらず、A 社の給与支払報告書に記載されている社会保険料等の額を申立期間当時の厚生年金保険料率で計算すると、オンライン記録の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成 7 年 9 月から 9 年 12 月までの期間については、給与支払報告書は確認できないが、当該期間においても前述と同様に、オンライン記録の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

さらに、申立人の雇用保険受給記録において、A 社を離職した際の離職時賃金日額（1 万 2,463 円）から算出する離職前 6 か月間における 1 月

当たりの平均賃金月額は 37 万 3,890 円となり、オンライン記録の標準報酬月額（38 万円）と一致する。

加えて、申立人が挙げた同僚 2 名は、社員の報酬月額の届出等の取扱いについては不明としているが、A 社は、「申立期間当時、複数の関連会社から給与が支給される社員の報酬月額の届出については、会社が独断で届け出ることなく、社員に説明し同意の上で社会保険事務所（当時）に届け出ていたと思う。」と述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 5 月 7 日から 47 年 3 月 17 日まで
② 昭和 47 年 4 月 20 日から 48 年 6 月 10 日まで
③ 昭和 49 年 7 月 10 日から 52 年 8 月 6 日まで
④ 平成元年 3 月 20 日から 3 年 6 月 1 日まで

私は、申立期間①及び②はA社、申立期間③はB社、申立期間④はC社に勤務し、それぞれ建設工事現場で溶接などの仕事に従事していた。

申立期間①から④までを厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、勤務場所や勤務内容を詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録では、当該期間において、A社は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、事業主の所在が不明な上、申立人は同僚の氏名を正確に覚えていないことから、照会を行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認ができない。

申立期間③について、申立人は、B社の同僚と一緒に写っている写真を提出し、同社に勤務していたと述べているが、事業主は「倒産したため資料は無いが、申立人は自らD組として下請けの形態で仕事をしていた。下請け業者は厚生年金保険には加入しておらず、保険料などは控除していなかった。」と回答している。

また、B社で申立期間当時厚生年金保険加入記録のある同僚は、「私は

同社に1年ぐらい勤務していた。申立人については工事現場が違うので知らないが、当時、工事現場には社員だけでなく、下請けの組の人も働いていた。」と述べている。

申立期間④について、申立人は、C社に勤務していたときに受けた研修の修了証を提出していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたと推認できる。

しかし、オンライン記録では、C社は平成2年6月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認でき、申立期間④のうち元年3月20日から2年6月1日までの期間は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、C社が厚生年金保険の新規適用事業所となった平成2年6月1日から厚生年金保険加入記録がある同僚は、「私は、入社したときから厚生年金保険に加入しており、加入記録に間違いは無い。従業員は10名ぐらいだったと思うが申立人のことは覚えていない。現場には下請け業者の人もいた。下請け業者の人達は、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と証言している。

さらに、同社の関連会社であるE社の担当者は、「C社は既に解散しており、人事記録等は保存していない。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間①から④までのすべての期間にわたり、国民健康保険に加入しているとともに、国民年金に加入し、保険料を納付している記録が確認できる。

このほか、申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月 20 日から平成 2 年 5 月 1 日まで
昭和 62 年 4 月 1 日から平成 3 年 3 月 21 日まで A 社に勤務していたが、そのうち昭和 62 年 12 月 30 日から平成 2 年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社ではアルバイト社員として 1 日 8 時間勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 社に勤務していたと述べている。

しかし、申立人の A 社における雇用保険の記録によると、申立人は、昭和 62 年 4 月 1 日に資格を取得し、同年 12 月 20 日に資格を喪失、その後平成 2 年 5 月 1 日に資格を取得し、3 年 3 月 21 日に資格を喪失しており、いずれも厚生年金保険の資格取得日及び喪失日と一致していることが確認できる上、複数の同僚に照会したものの、申立人が申立期間に勤務していたとする供述は得られず、そのうちの一人は「時期はわからないが、申立人は会社を一旦退社した後、しばらくしてから再入社してきた。」と述べている。

また、A 社は、厚生年金保険の加入条件について、「パート、アルバイト社員は、週に 30 時間以上勤務する場合に健康保険と厚生年金保険に加入させ、雇用保険についても週 20 時間以上勤務する場合に加入させていた。」としているが、申立期間において、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、A 社は申立期間当時の人事記録等の資料は保管していないとしており、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除を確認することはでき

ない。

加えて、申立人は申立期間に、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い上、事業主により給与から厚生年金保険料が控除された事実を確認できる給与明細書などの資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月ごろから 61 年 5 月 11 日まで

A社に勤務していた期間のうち、昭和 57 年 4 月ごろから 61 年 5 月 11 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。私は従前より、夫の扶養になっていなかったため、年金や健康保険に加入できる勤務先を探していた。同社におけるパートタイマーの厚生年金保険加入要件を確認し、その加入要件を満たす勤務時間を選んで、同社にパートタイマーとして入社した。私が入社した 57 年 4 月ごろ、同社B店にお酒売場が新規開設され、私は同店のお酒売場の最初の担当者だった。店長やマネージャーの名前も覚えている。同社で勤務していたことに間違いなく、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している社員名簿により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社が保管している厚生年金基金加入員資格取得届に記載されている申立人の厚生年金基金被保険者資格取得日は昭和 61 年 5 月 11 日となっており、オンライン記録における申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日と一致している。

また、A社が加入しているC健康保険組合では、申立人は昭和 61 年 5 月 11 日に被保険者資格を取得していると回答しており、雇用保険の記録においても、申立人は同日に被保険者資格を取得していることが確認できるほか、申立期間における同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者資格を取得した者の健康保険番号に欠番が無い。

さらに、A社では、申立人の申立期間当時、パートタイマーの厚生年金

保険加入条件について、一定の基準を設けていたものの、厳格な運用は行われておらず、各店舗の事情や本人の希望などにより、個別に対応していたと回答している。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 9 月 1 日から 32 年 1 月 1 日まで
② 昭和 32 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

昭和 30 年 9 月から 31 年 12 月まで、父及び兄と一緒に A 社に勤務していた。また、32 年 3 月から同年 6 月まで B 社に勤めていたがその期間について厚生年金被保険者としての記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が申立期間の後に勤務した C 社に提出した履歴書から、申立人が申立期間①において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の同僚は、「A 社で厚生年金保険に加入したのは、入社してしばらくたってからである。」と供述している。

また、申立人の父は既に死亡しており、兄からは、申立人の保険料の控除についての供述は得られなかった。

さらに、A 社は申立期間①当時の人事記録、賃金台帳等の関連資料は廃棄していることから申立人の保険料の控除については不明としている。

加えて、申立人は、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等を所持していない。

申立期間②について、申立人が C 社に提出した履歴書及び同僚の証言から、申立人が当該期間において B 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同僚の 1 人は、「試用期間があったかもしれない。」と供述し

ており、当該同僚はB社に昭和30年12月ごろ入社したとしているが、同社での被保険者資格取得日は31年4月1日となっている。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時B社に在籍していたことが確認できる同僚に照会したところ、申立人の保険料控除に関する証言が得られない。

さらに、申立人は、当該期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2477

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 4 月から A 社に勤務し、34 年 4 月から厚生年金保険に加入していたはずなのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚 3 名の供述から、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は、所在地を管轄する法務局において商業登記の記録が確認できず、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載のある事業主の連絡先も判明しないため、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について、事業主等から聴取することができない。

また、申立人は、当時の現場責任者及び社会保険事務担当者を記憶しているものの、いずれも死亡しているため証言を得ることができない。

さらに、申立人及び同僚 1 名は、「厚生年金保険に加入していた従業員と加入していなかった従業員がいた。」と供述している上、ほぼ同時期に A 社に在籍していた同僚 1 名は、申立人同様、入社後すぐに厚生年金保険に加入しておらず、在職期間の一部期間しか被保険者期間となっていないと供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から24年4月1日まで
② 昭和24年4月18日から同年10月1日まで

私は、旧制中学を卒業後、昭和23年4月から1年半くらいA司令部のサプライ・ルーム（備品の供給）で勤務した。その後、タイプライターの学校へ1年間通い、再び駐留軍関係の事務所で働いた。厚生年金保険の記録が1か月しかないのはあり得ないので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和23年4月1日から24年10月1日までA司令部に勤務したと述べている。

しかし、オンライン記録では、A司令部は、昭和24年4月1日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所でないことが確認できる。

また、昭和24年4月1日以前からA司令部に勤務していたとしている複数の同僚は、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間において、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前がある同僚に照会したが、申立人の申立期間における勤務実態及び社会保険料控除について証言を得ることができない。

加えて、当時、駐留軍施設に勤務する日本人従業員の労務管理については、昭和23年から24年にかけて駐留軍施設の所在する都道府県知事が涉外労務管理事務所を設立し、国の機関委任事務として事務手続を行っていた。

たが、申立人が申立期間についてB 渉外労務管理事務所では厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料が無い。

このほか、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 2479

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

申立期間について厚生年金保険の被保険者となっていないが、昭和 17 年 4 月 1 日から 23 年 8 月 6 日まで、申立期間も含めて継続して A 社（現在は、D 社）に勤務していた。申立期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人が一緒に勤務していたとする申立人の姉の被保険者記録も、A 社 B 工場で昭和 20 年 9 月 30 日に資格を喪失し、同年 12 月 1 日に同社 C 事務所で資格を取得していることが確認できる。

また、A 社の 100 年誌によると、同社では昭和 20 年 10 月 1 日に大規模な組織改正を行っているところ、同社 C 事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同年 12 月 1 日付けで多数の者が被保険者資格を取得しており、それらの者のうち多数の者が申立人と同様の記録となっている。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、同社 B 工場で昭和 20 年 10 月 1 日に被保険者資格を喪失し、同社 C 事務所で同年 12 月 1 日に資格を取得しており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2480

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月ごろから28年10月16日まで
私は、昭和26年の夏ごろ、A社に就職した。28年6月のB女王の戴冠式に出席のためCがD港から大きな船で出航した日に、人夫仲間とその船を見た記憶もある。申立期間について、間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、A社で勤務していたと述べている。

しかし、駐留軍の施設に勤務する日本人の労務管理に関する資料を引き継いだE防衛局は、申立期間に係る人事記録等関係資料の中には申立人に係る記録は無いと回答している。

また、申立人が当時親方であったとする者は、所在不明であり、証言を得ることができない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿では、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和28年10月16日と記載されており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人がA社で厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 2481 (事案 662 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 11 月 21 日から 37 年 12 月 21 日まで
② 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 8 月 11 日まで
③ 昭和 39 年 8 月 21 日から 41 年 6 月 3 日まで
④ 昭和 41 年 7 月 8 日から 46 年 5 月 11 日まで

私の健康保険厚生年金保険被保険者原票のマイクロフィルムには、脱退を表す判の中に数字「46. 6. 9」が見えるが、私は長女出産のため、昭和 46 年 5 月 * 日から同年 6 月 * 日まで入院していたので、この間に社会保険事務所 (当時) において脱退手当金の手続を行うことはできないはずである。

また、出産の前後も妊娠中毒症のため、手続には行けない状態であった。母子手帳の写しを提出するので再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、ii) 申立人は、脱退手当金が支給されたとする日の前後に支給記録がある健康保険の分娩費及び出産手当金について記憶が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料として長女の出産に際し入院していた期間を証明する母子手帳の写しを提出し、申立人の A 社の退職日である昭和 46 年 5 月 10 日から脱退手当金の支給決定日である同年 7 月 10 日までについても、

妊娠中毒症のため社会保険事務所へ出向き脱退手当金の裁定請求をすることは不可能であった旨を主張しているが、当時の脱退手当金の事務処理において、脱退手当金裁定請求書の提出は、郵送及び代理人による提出も可能であった。

また、脱退手当金の支払いについても、支給決裁後、会計担当課において当地払いと隔地払い（銀行又は郵便局）に分類され、本人又は代理人への社会保険事務所での支払いのほか、隔地用支払通知書の送付により銀行又は郵便局での受取りが可能であったことから、申立人の主張する入院の事実及びその前後の体調不良であったという事実が委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月20日から同年12月20日まで
私は、高校の先生からA社を紹介され、昭和24年3月20日から住み込みで勤務した。数箇月後に関連会社のB社の業務を住み込みで行うこととなったが、給与はA社の事務所で継続して受け取っていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する葉書のあて名及び申立人の陳述内容から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が同期入社したとする同僚のA社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立人の上司や、申立人が入社した時には既に勤務していたとする同僚4名についても同社における厚生年金保険の被保険者記録を確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が入社したとする昭和24年3月20日に資格を取得した者は確認できず、整理番号に欠番は無い。

さらに、当時の経理担当者から、「新卒者は、短期間で退職してしまう者が多かったため、入社と同時に厚生年金保険の加入手続は行っていなかった。」との供述が得られたことから、A社は当時、入社してもすぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

加えて、事業所は既に解散しており、申立人の保険料控除に係る関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 1 月 4 日から 36 年 11 月 1 日まで
② 昭和 37 年 10 月 26 日から 38 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 8 月 9 日まで
④ 昭和 42 年 3 月 11 日から同年 5 月 26 日まで
⑤ 昭和 42 年 6 月 21 日から同年 10 月 10 日まで
⑥ 昭和 43 年 5 月 1 日から同年 5 月 25 日まで
⑦ 昭和 43 年 5 月 10 日から 44 年 2 月 26 日まで

社会保険庁（当時）の記録では、脱退手当金が退職してから6か月も経過してから支給された記録になっている。また、その支給記録では、勤務していた全部の事業所分が支給されているのではなく、支給されていない事業所分がありその管理は適切なものとは思えない。

私は、当時、脱退手当金制度を知らなかったし、脱退手当金を受給するほど生活に困ってもいなかった。受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④、⑤及び⑦の厚生年金保険被保険者記号番号は、昭和 44 年 8 月 22 日に重複整理されたことが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記載されている上、申立期間①の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、43 年 5 月 * 日の申立人の婚姻に伴う氏名変更処理が 44 年 8 月 22 日になされていることが記載されており、脱退手当金が同年 8 月 28 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求手続に併せて、重複整理や氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人が脱退手当金を受給したとされる直前に勤務していた A 社

における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和44年8月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 8 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 1 月 8 日に A 社（現在は、C 社）に入社後、すぐに B 社に異動して、退職まで継続して勤務していた。厚生年金保険の記録が同年 5 月 1 日からしかないが、加入していないはずが無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 社が保管する人事記録管理台帳及び当時の上司の証言から、申立人が申立期間に B 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の同僚が「B 社では社員の定着率が悪いため試用期間があった。」と供述している。

また、複数の同僚から聴取した入社時期と資格取得日を確認したところ、入社時期から 3 か月ないし 4 か月後に被保険者資格を取得している。

さらに、C 社が保存している申立人の人事記録管理台帳には、給与について、申立期間に係る記載は無く、昭和 40 年 5 月からの記載となるところ、上記の同僚についても試用期間中については、人事記録管理台帳に給与の記載は無い。

加えて、申立人が申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料が無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年6月28日から26年3月26日まで
② 昭和34年1月10日から35年1月10日まで

公共職業安定所からの紹介で同年6月28日にA社B工場に入社し、見習期間3か月で本採用になった。同社において見習期間も含めて被保険者期間であったはずである。

また、昭和33年8月に、A社を退職し、34年1月に再び公共職業安定所からの紹介でC社D工場に入社した。記録では両社とも最初の期間が厚生年金保険被保険者期間となっておらず、納得がいかないので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がA社B工場に入社した経緯を鮮明に記憶していることから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、資格取得日が申立人と同じ昭和26年3月26日である同僚に照会したところ、同僚の1名は、臨時工の期間が7か月ほどあり、その期間は厚生年金保険に加入していないと証言しているほか、正社員として入社したと述べている同僚1名は、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得していないと証言していることから、同社では当時、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていない状況がうかがえる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先も不明であることから保険料控除について照会を行うことができない上、申立人が当該事業所で厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

申立期間②について、申立人から提出されたC社の同僚との写真により、勤務期間は確認できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人と同様に、公共職業安定所からの紹介でC社D工場に入社した従業員は、「C社に入社した当時は臨時扱いであり、しばらくしてから正社員となり、その時点から厚生年金保険に加入している。」旨の証言をしている。

また、C社の保管する申立人に係る「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、申立人は、昭和35年1月10日に資格を取得していることが確認でき、オンライン記録における申立人の被保険者資格取得日と一致している。

さらに、申立人が当該事業所において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から27年7月1日まで
昭和19年から、父の経営していたA社（後のB社）に常務取締役として勤務していたので、同社が厚生年金保険の適用事業所となった26年4月1日から被保険者となっているはずであるが、記録では27年7月1日に被保険者となっている。申立期間についても厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は「A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和26年4月1日から被保険者となっているはずである。」と述べているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、厚生年金保険の適用事業所となった同日に被保険者資格を取得している者は、申立人が当時従業員であったとしている親族3名とそのほかの従業員3名の計6名であり、申立人が、当時役員であったとしている申立人並びにその父、兄及び弟は資格を取得していない。

また、A社で役員であったとする申立人の家族の厚生年金保険への加入状況をみると、まず、申立人及び弟が昭和27年7月1日に加入し、次いで父が28年5月15日に、兄が同年8月1日に順次加入していることが確認できる。

さらに、申立人の父、兄及び当時の同僚は既に亡くなっており、申立期間における保険料控除についての証言を得ることはできない上、B社と合併したC社は申立期間当時の厚生年金保険の資格取得及び資格喪失等に関

する資料は保管していないと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 1 日から 35 年 3 月 1 日まで
② 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで
④ 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 3 月 1 日まで
⑤ 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 7 月 1 日まで

私は、高校卒業後、申立期間においてA署及びB署に定期作業員として勤務した。

しかし、オンライン記録では、A署及びB署に勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

在職証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した在職証明から、申立人が申立期間①から⑤において、A署又はB署に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A署及びB署に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和 34 年 6 月 25 日から同年 9 月 1 日まで、同年 9 月 7 日から 35 年 2 月 29 日まで、同年 4 月 23 日から 36 年 3 月 1 日まで、同年 5 月 1 日から 37 年 1 月 10 日まで、同年 4 月 2 日から同年 12 月 1 日まで、39 年 4 月 10 日から同年 7 月 1 日までのそれぞれの期間において、申立人の氏名が記載されているものの、厚生年金保険欄に厚生年金保険記号番号は付番されていない。

また、上記の被保険者名簿には、任意包括適用の記載が確認できることから、A署及びB署は政府管掌健康保険のみの適用事業所であり、厚生年

金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、当時のA署の業務等を引き継ぐC署は、「申立人は、任意包括適用の取扱いに属する者に該当すると思われることから、厚生年金保険には加入していなかったものと考えられる。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間の途中の昭和 36 年 4 月以降、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から28年1月1日まで
私が戦後、復員して勤務したA社における昭和22年4月1日から28年1月1日までの期間の記録が欠落しているため、申立期間を厚生年金被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間について、A社で勤務していた複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和27年8月1日であり、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「私が厚生年金保険に加入した時は、みんなで一斉に加入したのを覚えており、それ以前に保険料の控除はなかった。」と供述している。

また、昭和27年8月1日から28年1月1日までの期間について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は見当たらず、当該期間に申立人が勤務していたとする証言も得られないほか、当該期間の勤務実態を確認できる資料は無い。

さらに、同僚2名（既に死亡）の妻は、いずれも夫と申立人がA社の次の勤務先であるB社へ一緒に転職したことを記憶しており、その時期についても「昭和27年8月に結婚する以前だった」、「昭和25年2月に転居した時は、既にB社に勤務していた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から同年 5 月ごろまで
私は申立期間に、A社B工場で仕事をした。しかし、厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社B工場勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の保管する昭和 28 年 4 月に届出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（控）によると、申立人の氏名及び厚生年金保険記号番号は記載されているが、記載後に抹消されており、健康保険番号は記載されていないことが確認できる。

また、同級生の同僚も、A社に昭和 28 年 3 月から同年 5 月まで勤務していたとしているが、申立人と同様に被保険者記録は無い。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、健康保険番号には欠番が無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から 59 年 7 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録を照会したところ、標準報酬月額がもらっていた給与額 41 万 5,000 円と大幅に相違していることが分かった。

私が、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が相違していることは、現在保管している給料支払明細書及び源泉徴収票等で確認できるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出のあったA社の昭和 58 年 12 月から 59 年 12 月までの間の給料支払明細書からは、申立人の主張どおり、41 万円の報酬が支払われていたことが確認できる。

しかしながら、これら給料支払明細書における保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額を基に算定される保険料額と一致している。

また、申立人が提出した昭和 56 年分、58 年分及び 59 年分源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された金額は、オンライン記録の標準報酬月額から計算した健康保険及び厚生年金保険の保険料額に雇用保険料の額を加算した額とほぼ近い金額であることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額の記事内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月1日から同年12月1日まで
② 平成6年5月から7年2月まで

私は、平成元年4月1日から同年11月末まで、A社にて正社員として受付・会計業務を担当していた。

また、平成6年5月から7年2月まではB社で正社員として窓口業務を担当していた。証明するものは何も無いが、両社で厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主の供述から、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の事業主は「A社は個人事業所であるため、社会保険に加入していない。」と回答している。

また、オンライン記録にA社が厚生年金保険の適用事業所であったという記録が無い。

申立期間②について、事業主の供述から申立人が当該期間においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社の事業主は「申立人は正社員ではなく、臨時雇用のパートタイマーであり、採用時にC健康保険組合にのみ加入し、事業所は厚生年金保険に加入していない旨を説明した。」と回答している。

また、オンラインの記録にB社が厚生年金保険の適用事業所であったという記録が無い。

さらに、オンライン記録から、申立人は平成元年9月から8年12月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる上、厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から同年 10 月 2 日まで
私がA社を退職した日付は、当時の退職願の記載によれば昭和 43 年 10 月 1 日であるから、同社の厚生年金保険の資格喪失日は同年 10 月 2 日となるはずである。しかし、社会保険庁（当時）の記録では、資格喪失日は同年 10 月 1 日となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社では、申立人に係る人事記録は保管されていないが、雇用保険の記録では、申立人の退職日は昭和 43 年 9 月 30 日であることが確認できる。

また、申立人は、昭和 43 年 9 月 21 日付けの退職願には、「退職希望の時期」が 43 年 10 月 1 日と記載されていることから、同日にA社を退職したと主張しているところ、同社の人事担当者は、「当社では、『退職希望の時期』を退職発令日としており、退職発令日は退職日の翌日である。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る資格喪失日に係る記録を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月 11 日から 61 年 3 月 31 日まで
私は、臨時的任用職員として、A市立の小学校に勤務していた時の厚生年金保険被保険者の記録はあるが、A市立B中学校に勤務していた期間の記録は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたC教育委員会の辞令から、申立人が申立期間にB中学校に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人は「昭和 63 年 9 月 1 日から平成元年 4 月 1 日までの期間及び 2 年 1 月 8 日から同年 4 月 1 日までの期間は、申立期間と同様に臨時的任用職員として勤務していた期間だが、被保険者期間となっているため、申立期間も被保険者期間と認めてほしい。」と述べているが、C教育委員会は、公立学校臨時的任用職員に関しては、昭和 63 年 4 月の「臨時的任用職員の社会保険の取扱いについて（通知）」により、当該職員を厚生年金保険に加入させることとし、それ以前は加入させていなかったとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。